

労働保険適正加入指導員の配置等

労働保険加入促進業務の実施に当たり、本部及び地方事務所において当業務を的確に実施するために配置する労働保険適正加入指導員（以下「指導員」という。）については、次のとおりとする。

1 配置及び雇用期間

民間事業者は、指導員を本部及び地方事務所に配置する。

配置期間は、原則として平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間とする。

2 指導員の配置数等

配置数は、適用事業数、保険関係成立件数、加入勧奨件数等を考慮して決定すること。その際、本部には3名以上、各地方事務所には最低1名を配置すること。

また、指導員の月稼働日数は15日以上、労働時間は、午前9時～午後5時の7時間（休憩1時間を除く）とすること。

さらに、指導員の人事費については、年度当初に厚生労働省から予算の枠内で総額を示すので、民間事業者は当該枠内で執行すること。

3 選任要件

- (1) 指導員については、経験者（社会保険労務士、労働社会保険法令関係書類の作成・提出等の実務経験がある者）であることが望ましい。
- (2) 指導員に選任される者は、誓約書（守秘義務（下記5参照）を果たすことを約した文書）に署名し、民間事業者に提出すること。
- (3) 指導員のうち1名を地方事務所の責任者として選定すること。

4 指導員の業務内容

- (1) 労働保険の未手続事業の把握
- (2) 加入促進計画の策定
- (3) 加入勧奨活動の実施
- (4) 加入勧奨好事例報告及び加入勧奨好事例集の作成
- (5) 推進員に対する加入勧奨指示等の指導・監督等
- (6) 労働保険加入勧奨状況の把握、分析及び報告
- (7) 調査説明費及び成功報酬費に係る審査
- (8) 労働保険の適用に関する広報周知
- (9) 推進員に対する研修の実施
- (10) 労働局との連絡、協議等の業務

※ 本部に配置される指導員については、本部に係る業務を実施するものとし、上記(1)～(10)の業務の一部又は全部を実施しなくても良い。

5 守秘義務

指導員は、委託業務に関して知り得た秘密を厚生労働省の承認なしに他に洩ら

し、又は、他の目的に使用してはならない。

6 指導員の補充

民間事業者は、指導員に欠員が生じた場合は、速やかに補充できるよう配慮すること。